

洲河崎地区

人・農地プラン

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江府町	洲河崎地区	令和3年3月24日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	1.7ha

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農事組合法人すがさきが設立したことにより、地域内に中心経営体ができる。
 今後は意欲のある農家のほか、この【農事組合法人C】に農地を集約し、作業の効率化を図る必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区では【農事組合法人C】と【農業企業B】を中心経営体と定めて、農地の集約化を実施する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	農事組合法人C	水稻	7.3 ha	水稻	9 ha	神奈川
認農法	農業企業B	水稻	0.8 ha	水稻	0.8 ha	江府町全域
計	2人		8.1 ha		9.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

個人経営農家を応援しつつ、農地中間管理機構を活用して、担い手に農地を集積する。

洲河崎地区 人・農地プラン地図

農事組合法人C



農業企業B



【傾向】

この地区では70歳以上の耕作者が
する農地は1.9haで全体の約
15.3%。そのすべての農地で後継
者がいない状況。またほ場整備さ
れていない農地は条件が悪く集積
が困難であるが、ほ場整備済みの
農地は集積が進んでいる。

